

2021年11月8日

各 位

会 社 名 株式会社SANKYO
代 表 者 名 代表取締役 石原明彦
社 長
(コード番号 6417 東証第1部)
問 合 せ 先 専務執行役員 大島洋子
管 理 本 部 長
(TEL. 03-5778-7777)

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2021年11月8日の取締役会決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行及び株主への一層の利益還元を目的として自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 上限 350万株
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 5.7%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 上限 10,000百万円 |
| (4) 取得期間 | 2021年11月9日から2022年4月28日まで |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

なお、本市場買付けにより取得した自己株式につきましては、本市場買付け終了後に消却する予定であり、その詳細につきましては、決定次第速やかにお知らせいたします。

(ご参考) 2021年9月30日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	61,302,805株
自己株式数	8,294,695株

以 上